

米原市職員不祥事再発防止対策報告書等について（概要版）

1 はじめに

今年度、連続して発生した不祥事に対し、それぞれの不祥事が発生した背景、問題点、課題、対策の方向性を検証し、再発防止に向けた実践行動計画の策定および契約事務の見直しを行うため米原市職員不祥事再発防止対策委員会を組織し検討を行った。

2 米原市職員不祥事再発防止対策委員会における検討

委員会では、不祥事の背景、問題および課題を検証するため、職員倫理部会および契約事務部会を設置し、両部会に外部委員を招へいし、専門的な立場から御意見をいただきながら検討を進めた。

職員倫理部会においては、職員の勤務チェック体制および職員倫理等に関することを検証し、再発防止に向けた実践行動計画を策定し、契約事務部会においては、契約事務のチェック体制等に関することを検証し、不祥事再発防止のために必要な事項を取りまとめた。

3 委員会報告書等について

(1) 米原市職員不祥事再発防止対策報告書

- 不祥事の背景、問題点および課題を検証し、新たな不祥事再発防止策をまとめた。

○職員倫理部会

① コンプライアンス行動指針の改定

- ・コンプライアンスの推進を市内で徹底するため、コンプライアンス推進会議を組織する。必要に応じて外部委員を招へい（随時）し、専門的な立場から指導や助言を受けながら本市のコンプライアンスの推進を図る。
- ・コンプライアンス推進会議は、副市長を「コンプライアンス推進統括管理者」、部長級職員を「コンプライアンス推進管理者」とし、年2回定期開催するとともに必要に応じて随時開催する。
- ・各所属におけるコンプライアンスを推進するため、所属長を「コンプライアンス推進リーダー」、グループリーダーを「コンプライアンス推進員」とし、各所属で年6回（2か月に1回）コンプライアンス定期研修を実施する。
- ・市役所全体としてコンプライアンスの推進を図るため、定期研修資料を総務課から提供するとともに、コンプライアンスに関する事例や情報を全庁的に共有する。
- ・職員が気軽に相談できる窓口を総務課に設置する。

② コンプライアンス実践行動計画の策定

- ・コンプライアンス行動指針に掲げるコンプライアンス推進目標を達成するため、職員の気付き、意識向上に関する実践行動、職場内のコミュニケーション推進に向けた実践行動を定め、市民から信頼される市役所、市民が安心して生活できる市政運営を目指す。

③ 飲酒による不祥事の撲滅に向けた取組

- ・飲酒による不祥事を二度と起こさないため、過度のアルコールがもたらす影響について、全職員が正しく理解するとともに、飲酒に起因する処分もしくは指導を受けた職員に対して、管理職等は、当該職員への特別な配慮をすることとする。

○契約事務部会

① 最低制限価格（基準額）の算出事務の見直し

- ・契約主管課が最低制限基準額を算出する。

② 契約事務における役割分担の見直しと情報管理の新たなルール作成

- ・入札公告時の質問回答は、契約主管課を窓口とする。
- ・起工から入札執行までは、工事設計担当者を明らかにしないなどを定める。

③ 施工管理における複数職員による対応の徹底

- ・施工期間中、工程会議の出席や工事現場での現地確認等、施工業者との協議対応は、必ず複数の職員で対応する。
- ・やむを得ず1人で対応することとなった場合は、対応内容を上司へ報告する。

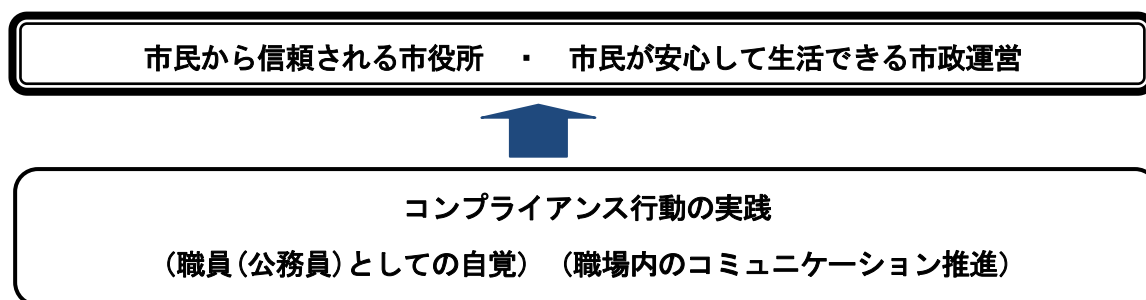
④ 官製談合防止など契約事務関連に特化した職員研修の実施

- ・コンプライアンス意識の向上や知識の習得を目的に、外部講師を招へいした入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）に関する研修を始め、契約事務関連に特化した研修を定期的実施する。

(2) 米原市職員コンプライアンス行動指針の概要

過去の不祥事発生に伴い、平成24年10月17日に策定した米原市職員コンプライアンス行動指針の周知徹底ができていなかった現状を踏まえ、従来のコンプライアンス行動指針を再点検し、職員に分かりやすいものとするため、現行の行動指針を「指針とする項目」と「取組を実施していく項目」に分類し、「指針とする項目」をコンプライアンス行動指針として新たに定めた。

①コンプライアンス推進目標の設定

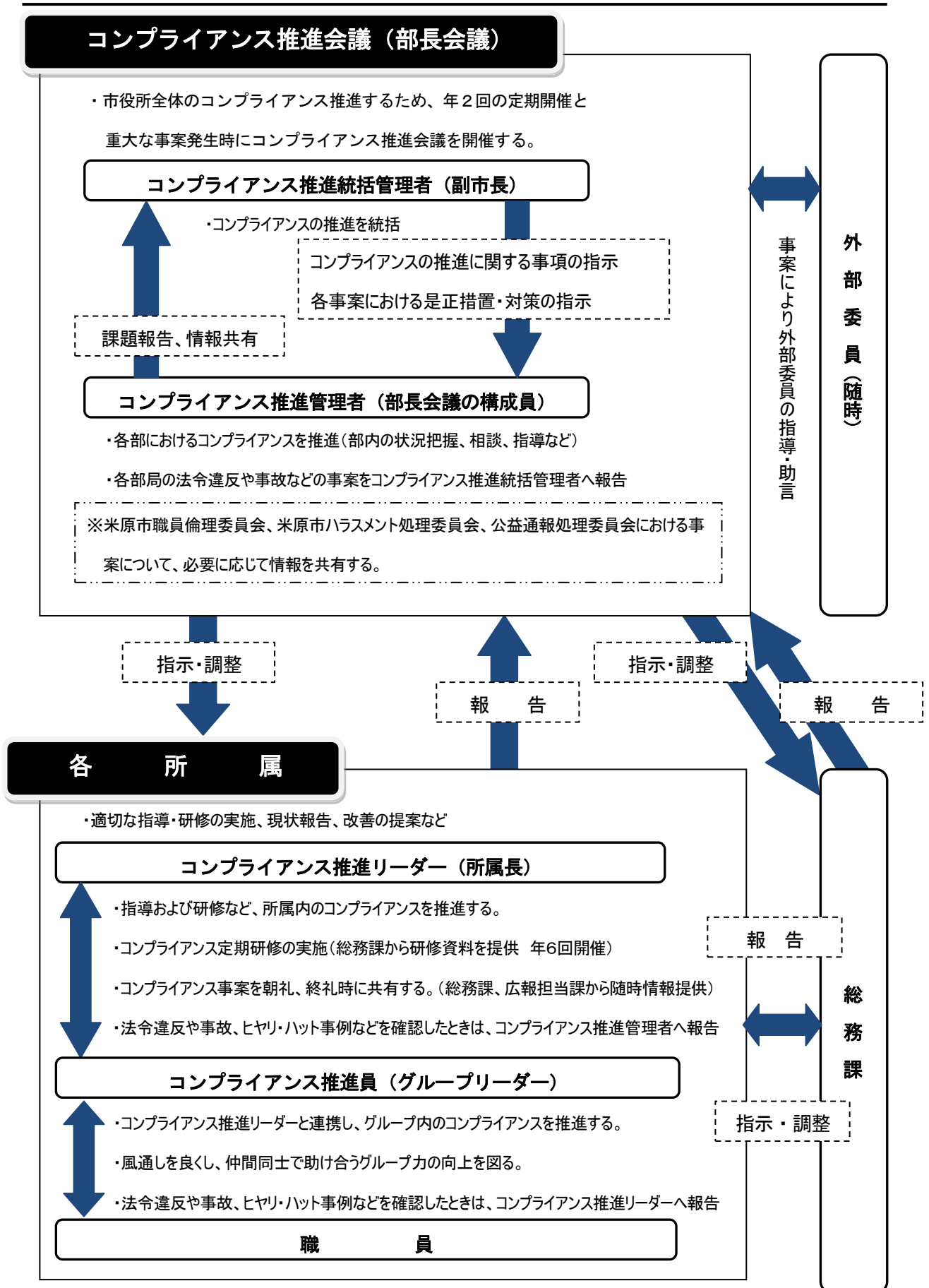


② コンプライアンス実践行動

コンプライアンス推進目標を達成するために必要となる実践行動を次の11項目に分け、それぞれを職員一人一人が認識し実践することとする。なお、具体的な実践行動内容は、実践行動計画に整理した。

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (1) 法令を遵守した適正な事務の執行 | (6) ハラスメントの防止 |
| (2) 公務員倫理・サービス規律の徹底 | (7) 不当要求への対応 |
| (3) 情報の適正管理 | (8) 挨拶、身だしなみ |
| (4) 人権の尊重 | (9) 活力ある風通しの良い職場づくり |
| (5) 交通法規の遵守 | (10) 業務改善の推進 |
| | (11) 公益通報の徹底 |

③ コンプライアンス推進体制



(3) 米原市職員コンプライアンス実践行動計画の概要

コンプライアンス行動指針に掲げるコンプライアンス推進目標を達成するために必要となる実践行動をまとめた。職員一人一人がそれぞれの取組を認識し、継続した実践行動を展開することで不祥事や事務処理ミスを防止し、市民から信頼される市役所、市民が安心して生活できる市政運営を目指す。

推進目標達成のための実践行動

① 職員の気付き、意識向上に関する実践行動

番号	区分	施策	実践内容
1	拡充	基礎研修の実施	・従来は、所属ごとに人権・接遇・公務員倫理の3つの研修を年1回以上実施することとしていたが、公務員倫理については、更なる気付きと意識付けを徹底するため、2か月に1回以上の研修を実施する。
2	新規	公務員倫理の気付き・意識付けの徹底	・公務員倫理の気付きと意識付けを行うための研修の実施に当たっては、総務課で教材となる項目や事例を教訓とした研修資料を定期的に作成して配布する。
3	拡充	全職員対象の公務員倫理研修の実施	・全職員を対象とした公務員倫理研修を年1回実施する。
4	拡充	契約事務関連に特化した研修の実施	・入札談合の排除や未然防止を徹底するための契約事務関連に特化した研修会を定期的に実施する。
5	新規	コンプライアンス情報の発信	・総務課において、コンプライアンス事案、交通事故の概要などを情報発信するとともに、広報担当課が他市の事案を情報発信するなど、各担当課が積極的に情報を発信する。市民からの苦言や情報提供などの事案についても、庁内掲示板で周知するとともに、コンプライアンス推進リーダーへ通知し、各所属において、朝礼等で周知徹底することにより、再発防止を図る。

② 職場内のコミュニケーション推進に向けた実践行動

番号	区分	施策	実践内容
6	拡充	スケジュール等管理会議の徹底	・所属ごとに毎月のスケジュール管理を行い、業務の進捗状況等の確認を行うことで、業務遂行上の問題点等の早期把握とその対策を行う。
7	拡充	内部通報制度の周知徹底および簡易通報の実施	・既存のハラスメントや公益通報などの内部通報制度を職員に周知徹底するとともに、全ての職員がほかの職員の態度の変化や非違行為につながる兆候など、気付いたことを気軽に総務課人事グループにおいて受け付けるなどの簡易通報の取組を行う。
8	継続	定期的な人事異動の実施	・人事異動に際しては、同一所属での長期勤務による弊害を防止するため、米原市職員人事異動実施基準（平成22年3月1日策定）に基づき、事務事業の専門性、継続性等を考慮しながら、定期的な人事異動を実施する。
9	拡充	所属内での分担事務のローテーション化	・人事異動が無い場合であっても、所属内での分担事務を原則3年以内として、ローテーション化する。
10	拡充	コンプライアンス推進体制の充実	・推進員リーダー（各所属長）は、公務員倫理に係る周知徹底と職員の状況を点検し、推進管理者（各部長）に報告する。その状況は、適宜コンプライアンス推進会議（部長会議）で報告し、事務ミス等事例を報告し、同様の事例が生じないように再発防止策の徹底を図る。